# 南関町地域防災計画

（原子力災害対策編）

令和８年度

南関町防災会議

令和８年５月

# 目次

第１章　総則 ..... 3
　第１節　計画の背景 ..... 3
　第２節　計画の目的 ..... 3
　第３節　計画の性格 ..... 3
　第４節　計画の見直し ..... 3
第２章　防災活動体制 ..... 4
　第１節　対策本部等の体制 ..... 4
第３章　災害予防計画 ..... 6
　第１節　情報の収集・連絡体制の整備 ..... 6
　第２節　屋内退避等に係る体制の整備 ..... 6
　第３節　健康相談及び医療体制の整備 ..... 6
　第４節　住民等への知識の普及・啓発 ..... 6
　第５節　防護資機材の確保 ..... 7
　第６節　防災訓練の実施 ..... 7
第４章　災害応急計画 ..... 8
　第１節　情報の連絡 ..... 8
　第２節　住民避難等の防護活動 ..... 8
　第３節　健康相談及び医療の実施 ..... 8
第５章　災害復旧対策計画 ..... 9
　第１節　風評被害等の影響軽減 ..... 9
　第２節　住民健康相談 ..... 9
　第３節　放射性物資による汚染の除去等 ..... 9

# 第１章　総則

## 第１節　計画の背景

平成２３年３月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物資の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては、本町へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本町においても原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等の基づき、原子力災害対策計画を策定する。

## 第２節　計画の目的

この計画は、九州内に所在する２原子力発電所（※）から、放射性物資の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本町における必要な対策について定める。

※　玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）
　　川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）

## 第３節　計画の性格

この計画は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については、地域防災計画のほかの計画により対応する。

## 第４節　計画の見直し

国においては、東京電力福島第１原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等の見直しが進められている。今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本計画についても必要な追補、修正等を行っていく。

# 第2章　防災活動体制

## 第1節　対策本部等の体制

1　町は、別表１に従って注意体制、警戒体制、災害対策本部体制をとるものとする

（別表１）

| 体制区分 | 設置基準 | 体制の内容 |
|---|---|---|
| 注意体制 | ①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき | 風水害応急対策に関する注意体制下の配置体制で、建設課職員を税務住民課職員とする。（状況に応じて、体制の強化を行う。） |
| 警戒体制 | ①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本町への放射性物資の拡散等の影響が予想されるとき<br>②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所の起因することが想定されるとき | 風水害応急対策に関する警戒体制下の配置体制で建設課、経済課、まちづくり課、農業員会事務局職員を福祉課、税務住民課とする。（状況に応じて、体制の強化を行う。） |
| 災害対策本部体制 | ①本町内で、この計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき | 風水害応急対策に関する災害対策本部設置化の配置体制 |

２　防災関係機関等の処理すべき事務及び業務

南関町防災会議の組織及び所掌事務は、風水害応急対策計画及び地震災害応急対策に準ずる。

なお、町及び関係機関の事務又は業務は、風水害応急対策及び地震災害応急対策の計画における事務又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表２に規定する事務又は業務とする。

（別表２）

| 機関名 | 事務又は業務 |
|---|---|
| 南関町 | １　原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発<br>２　原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成<br>３　原子力防災に関する訓練の実施<br>４　住民避難等に関する広報・指示<br>５　避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等<br>６　健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力<br>７　住民への原子力災害に関する情報伝達 |
| 熊本県 | １　原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発<br>２　原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成<br>３　原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言<br>４　環境放射線モニタリング体制の整備<br>５　食品検査体制の整備<br>６　健康相談及び医療体制の整備<br>７　原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報<br>８　住民避難等に関する関係機関間の調整<br>９　県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整 |
| 熊本地方気象台 | １　災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説 |
| 九州地方整備局 | １　陸路による避難が困難な場合の住民避難支援 |
| 自衛隊 | 政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施<br>１　環境放射線モニタリングの支援<br>２　県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援 |
| 日本赤十字社<br>（熊本県支部南関分区） | １　健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 |
| 九州電力株式会社 | １　原子力災害に関する状況把握及び情報提供 |
| 農業協同組合、<br>森林組合等 | １　農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力 |

３　原子力防災等に係る専門職員等の確保（県知事公室、市町村）

町は、国や所在県等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

# 第3章　災害予防計画

## 第1節　情報の収集・連絡体制の整備

1　情報収集・連絡体制の整備

町は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社及び所在県との情報収集・連絡体制を整備する。

また、町及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

2　住民等への情報伝達体制の整備

町は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、町は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

## 第2節　屋内退避等に係る体制の整備

町は、原子力発電所事故等において、町の区域を越えて住民が避難する必要がある場合を想定して、近隣市町村と協力してシミュレーション等により広域避難体制の構築を図る。

住民の避難は、自家用車両の利用を原則とし、町は住民避難用の自家用車両が不足する場合等を想定して、関係機関と連携して住民避難用車両の確保に努める。

また、災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

## 第3節　健康相談及び医療体制の整備

町は、町内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。

また、専門的医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる「緊急原子力災害医療派遣チーム」等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

## 第4節　住民等への知識の普及・啓発

町は、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

⑴　放射性物質及び放射線の特性に関すること。
⑵　原子力発電所施設の概要に関すること。
⑶　原子力災害とその特性に関すること。
⑷　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
⑸　緊急時に国、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
⑹　原子力防災に関する緊急情報及び避難指示等の伝達方法に関すること。
⑺　屋内退避及び避難等に関すること。
⑻　緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
⑼　被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
⑽　その他原子力防災に関すること。

## 第５節　防護資機材の確保

町は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品及び医療資機材等の確保に努める。

## 第６節　防災訓練の実施

町は、原子力防災に関する訓練を、毎年度の防災訓練計画に盛り込むこと等により、計画的に実施する。

# 第４章　災害応急計画

## 第１節　情報の連絡

１　関係機関への情報連絡

町は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係機関に速やかに連絡を行う。

なお、環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容については、継続的に連絡を行う。

２　住民への情報伝達

町は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて避難指示等の伝達を行う。

住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

⑴　事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時

⑵　事故の状況と今後の予測

⑶　発電事業者における対策状況

⑷　所在県等における対策状況

⑸　屋内退避又は避難が必要となる区域

⑹　県及び市町村の対策状況

⑺　対象住民等がとるべき行動

⑻　その他必要な事項

町は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、避難指示の状況等について、自治会、消防団、災害時要援護者に係る施設等へ、電話、ＦＡＸ等を利用して連絡を行う。また、町は、応急対策活動状況について継続的に広報する。

３　相談窓口の設置

町は、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

## 第２節　住民避難等の防護活動

住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。町は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

住民避難に当たって、町は、災害時要援護者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

## 第３節　健康相談及び医療の実施

町は、必要に応じて、町内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。

また、町は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

# 第５章　災害復旧対策計画

## 第１節　風評被害等の影響軽減

町は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

１　農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。

２　被ばく患者の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。

３　町内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。

４　町産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。

５　原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

## 第２節　住民健康相談

町は、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

## 第３節　放射性物資による汚染の除去等

町は、国、県、発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。